

第3回アイヌ生活向上推進方策検討会議 議 事 録

日時 平成26年12月12日(金) 13:05~16:35
場所 北海道庁別館 11階 第4研修室

1 議題

(1) 若手のアイヌの方に対するヒアリング結果等について

事務局から資料1に基づき、山口委員から資料2に基づき、それぞれ説明。

引き続き、秋辺委員から、資料「平成21年3月27日付け北労発案第213082号」の提出があり、同資料にある内容について、次期推進方策の中で取り組むよう発言。

○秋辺委員 若手のアイヌの意見には、アイヌ文化を勉強しても何にもならないという正直な思いが出ていると思う。

また、山口委員からは、アイヌのことを教えることのできる者がいないという話があったが、そういった人材を育てていくための仕組みづくりが必要。それは雇用につながるし、北海道あるいは全国のアイヌのことを知らない人たちに、アイヌのことを伝えていく大きな力になっていくだろうと考えている。

それから、今、北大でもアイヌ・ブランドの研究が行われているが、これをそろそろ具体的に立ち上げていく事業を検討するべきだと思っている。

アイヌの伝統に基づいた加工品を、アイヌの名前を冠したパッケージにして売っていく。アワやヒエを使ったお酒、鹿肉、昆布、ニシン、あらゆる海産物、山のもの、木彫り、刺繍。これをアイヌ・ブランドとして立ち上げて、例えばブランドマークをつけて、道や国の力を借りて、全道のデパートやスーパーなどで売っていく。

そして、その収益の一部をアイヌの制作の基金に充てていく。そして、それに携わるアイヌの生活が成り立っていく、そういう仕組みができていくべきだと思う。

○秋辺委員 末広小学校の取組は、大変参考になったし、うれしく思う。こういう取組をどんどん実施していただきたい。

資料2の「II 実践の内容」のところで、低学年から始まる勉強の流れが、最後に人権となっている。アイヌ文化財団がつくっている副読本は、地名の話にしてもサケの話にしても、常に歴史的な差別とセットで語られており、それでは、アイヌ以外の児童はどんどん落ち込むのではないかと思う節もある。

末広小学校では、人権、差別についてはあえて深く突っ込まずに、アイヌのいいところや文化を取り上げているという感想を持った。それが正解なのではないかと思うが、学校、あるいは校長先生としてはどのような感覚でおられるのか、ぜひお伺いしたい。

○山口委員 低学年の子どもたちに民族や言語などといっても、まず理解は難しい。遊びや生活の中で、歌や物語などを体にちょっとしみ込ませるということになるかと思う。

中学年になると、社会科の学習が始まるので、歴史の中で、アイヌ民族の方がここに古くからいた、そこに開拓者である和人が入ってきた、という学習をする。ただ、差別があったということはあまり扱わない。

6年生は、日本史の学習があるので、その中で、古い時代からいろいろな差別があり、

身分の差ができたということや、明治以降の歴史を通して学んでいく。また、社会科とは別に、講師の方が話をしてくれる。差別があったとか、旧土人保護法の話もして下さるけれども、単に差別はよくない、と言うのではなくて、「天から役割なしにおろされたものは一つもない」というアイヌの言葉を紹介して、誰もがみんな同じだよ、だから、友達同士のいじめというのはおかしいと、最後にはそこにつないでくれる。

そういった、自分たちに身近な形での理解が、小学生には一番わかりやすいと思う。

○落合委員 こういったすばらしい内容の教育が道内の学校にもっと展開されていけばよいと、ここにいる誰もが思うわけだが、これだけのプログラムを設定して維持していくためには、校長先生の個性・能力に依存しているところが大きくて、他の学校では普及が困難なのか、それとも、課題にも挙がっていたように、アイヌ文化のことを教えられる教員の確保という客観的な要素のほうが大きな障害だとお考えか、その辺はいかがお考えか。

○山口委員 本校では、総合的な学習が始まって以来、アイヌ文化学習を柱にしている。道内のほかの小中学校が柱にする総合学習の内容は、それぞれ異なり、福祉を柱にする学校もあれば、国際理解、環境、自然などといったものを中心にする学校もある。

本校は、総合的な学習が始まる前の段階でアイヌ文化学習とのつながりがあったので、それをうまく取り入れることができたが、他校で同じことができるかということ、やはり、本物を伝えることができる、体験させることができる人材の確保が重要であると思う。

○長谷川委員長 アメリカでは、毎年2月をブラック・ヒストリー・マンズとして、1カ月間、それぞれの学校が、黒人の差別の歴史などについて特別にプログラムを組んで、イベントなどを開催している。

北海道でも、やりたくてもなかなかできない、きっかけがないというときに、この期間はみんなでこういうことを考えてみようという形で枠組みをつくれれば、工夫してもらえる可能性があると思いついて伺っていた。

道の役割は、そういう枠組みづくり、いろいろな活動を助けていくところにあると思う。

○秋辺委員 私は、釧路の高校で臨時教員をしており、アイヌ文化という科目を教えているが、単位が取れるということもあって生徒には結構人気がある。今年は32人、去年は60人以上が履修し、手に余るところもあった。生徒たちも、単位にならないと困るところがあり、そういう促し方も一つの手かと思う。

○長谷川委員長 北大のアイヌ・先住民研究センターにおいて、高校や中学校などで講演をしていただく可能性はあるものか。

○落合委員 高校や大学から依頼があったときには、できる限り対応している。昨年度は、札幌市内の高校が北大を見学しに来たときに、アイヌ文化、アイヌの歴史、最近の国際情勢について2時間ぐらい話す機会があったし、今年度は、やはり市内の高校の新聞部の生徒と顧問の教員がアイヌ民族について話をききたいとセンターを訪れてくれた際に取材に応じている。

また、筑波大学の人文・文化学群が海外の大学に留学する学生を増やすためにグローバル人材養成講座を開設しているが、日本のことについて理解を深めた上で留学してもらおうとの趣旨で、北海道の歴史やアイヌ文化に関する講座を設けたとのことで、センターに集中講義を提供して欲しいとの依頼があった。ここ3年は私が担当させていただいているが、それこそ単位になるということもあって、受講者は毎年40名を下らない。皆、非常に熱心に聞いてくれる。

一昨年のことになるが、筑波大学ということで、受講生にアイヌの方がいるとは思わずに話していたところ、講義終了後に学生が私のところに来て、実は北海道出身で、北

海道を出て筑波大学に進学するに当たって、祖父から、お前にはアイヌの血が流れていると言われ、本当に戸惑ったけれども、今回の授業を聞いて、北海道でもアイヌとして頑張り出している若者がいると知ったので、これからもっと勉強していきたい、と言ってくれた。別の学生は、小さい頃に、祖母からそういう話を聞いた覚えがある。差別されてきたということを知っていたから怖くて確かめられなかったが、今度帰省したときにはちゃんと向き合ってみたいと思う、といった感想を聞かせてくれた。講義をさせていただいてよかったと思う最大の瞬間だった。

このように、センターとしては、依頼があればできる限り対応している。センターから企画して持ち込むことは、大学であれば可能性はあると思うが、高校となると、まずは教育委員会などで枠をつくっていただくことが重要かと思う。

○芦田委員 私ども漁業者は、今、資源を大切にする漁業に取り組んでいる。かつては、根こそぎ網でとって、少しでも多く漁獲して利益を上げて豊かな生活をしようという漁業形態だったが、今では、資源量調査を行って、資源管理に基づいた漁獲許容量、限度量の設定に基づいて漁を行っている。

つまり、後世に資源を残そうということ。アイヌの人たちは、サケにしても、他の漁獲資源にしても、根こそぎとったら自分たちの生活は厳しくなる、資源を大切にしていかなければいけないということを、身をもって生活の中で学んできている。それが、今、我々の漁業関係の中で定着してきている。

私は、こうした考え方も一つの文化だと思っている。非常に大切なことであり、学ぶべきところだと思う。こうした事例をまとめて、これはアイヌの人たちの考え方から来ているのだ、ということを広めていかなければならないと思う。

○落合委員 資料1の2(2)教育関係のところ「学力向上の支援をしていただきたい」とあるが、これは、塾などに通うための支援、という趣旨か。

○長谷川委員長 ヒアリングでは、例えばボランティアの方をお願いして、学力の支援をしていただくということが行われていたけれども、それがなくなったところもあるので、そういうところも、道で手当てをしていくことはできないかという趣旨の御意見もあった。

○芦田委員 資料1の2(4)産業振興関係の中で、アイヌ農林対策事業に関して、「漁業が順調」という意見がある。決して順調なわけではないけれども、アイヌかどうかについてなど構ってられない環境にある漁業は、非常に働きやすい場だと思っている。このように感じている方がいて非常にうれしく思う。

○芦谷委員 修学資金では、あくまでも学校へ行くためのお金を借りられるけれども、田舎から出て行くに当たっては、住むためのお金がかかるので、結局、修学資金があっても行かせられないというのが現状である。生活費が続かなくて、退学せざるを得ず、泣く泣く帰ってきたという現実もある。アパート代を半分出してもらえとか、ここにも書いてあるとおり、成績が優秀な方に対する返還免除制度があればよい。

○芦谷委員 私の地域の生活館では、小学生の子どもたちが刺繍や木彫、イナウづくり、踊りなどを体験できる。子どもたちは楽しそうに取り組み、アイヌの文化に対して興味を持つが、中学校へ行くと、そういう場がなく、そこで終わってしまう。そこを続けてやることができればよいと思う。

ヒアリングの意見にもあるように、小中学生の集まる機会が年に1回でもあるとよい。こうした機会を活かして、アイヌ文化に興味のある子どもたちを育てていかなければいけないと思う。

(2) 次回実態調査のあり方について

事務局から資料3及び資料4に基づき、落合委員から資料5に基づき、それぞれ説明。

○**秋辺委員** 資料5の14ページに「アイヌでも和人でもない立場で、アイヌ文化を享受したいと考える人たちが、青年層を中心に現れつつあった」とゴシック体になっているところは、違うのではないかと思うところがある。

実体験としては、若ければ若いほど、アイヌであってもアイヌのことをまだわからない、どう理解したらいいかわからないという人も多い。言い方を変えると、だんだんアイヌになっていく、だんだんアイヌ意識に目覚めていくというところがある。今の若い人はアイヌに興味がないとされるのは、ちょっと違うのではないか。

○**落合委員** この部分をゴシック体にしたのは、私が、ここで話をするポイントとして行ったものだが、その前の箇所に、現在、アイヌ文化を実践していない人たちであっても、将来、アイヌ文化を少なからず実践する、そういうことでアイヌとして肯定的な意識を持つ人が将来増加していく可能性が見出せたということがまずあって、その一方で、自分がアイヌであるとか、それを肯定的に捉えるとかというアイデンティティーとは関係なく、アイヌ文化というものが自分の外側にあって、それは非常にすばらしいものだから、いろいろと知ってみようとする人がいたという趣旨だと御理解いただければと思う。

○**秋辺委員** 収入等、いろいろな部分での格差を是正するための政策という捉え方を大きく変える必要がある。アイヌ民族という民族が存在するのだから、格差があろうがなかろうがやるべきことはやるべきだ、アイヌとしてのアイデンティティーを確立する、そのための政策なのだという大きな括りを持つべきであって、生活実態調査も、そのための調査であるべきと考える。

アイヌ民族を先住民族として認める国会決議があり、その中で動いているわけだから、そこを十分に意識した骨子のあり方と調査のあり方を考えていくべきだと思う。

○**長谷川委員長** 今の話は非常に大事な論点であり、後でさらに議論を深めたい。

○**山口委員** 資料5の2ページの「アイヌ民族であることの意識」で、「アイヌとして積極的に生活したい」とはどういったイメージであろうか。例えば、アイヌ協会に所属するとか、日常生活でアイヌ語を積極的に使うとか、近所の方に自分はアイヌ民族だということを隠さずに話すとか、段階がいろいろあると思う。

○**落合委員** 「アイヌとして積極的に生活したい」という選択肢のイメージについて、調査票に具体的な説明があったかどうかは確認していないが、この選択肢を設けるに当たっては、自分がアイヌであることを明らかにした上で生活するということが念頭にあったと思う。その対極として、アイヌであることを極力知られずに生活していくという選択肢があると理解するのが妥当だろう。

○**秋辺委員** 2ページの下の方に「② アイヌ民族の多くが和人に同化してしまっており、民族を意識する場面が少なくなっている」とある。3ページには、「③ 民族を意識せず『世界人』として」云々とある。これは、アイヌに限ったことではなく、和人も民族を意識してしないとと思う。

私は、老若男女、いろいろな人に講話をするが、和人が民族を意識しないものだから、こちらが口を酸っぱくしてアイヌ民族と言っても、ぴんどこない。ぴんどこない人にアイヌのことを説明するのが非常に難しい。

明治、大正と進んできた同化政策のなれの果てがこれで、アイヌがアイヌを意識しづらい状況が数字にあらわれているのではないかと思ってしまう。

集計された数字やインタビューの結果から、こういう書き方になっているのだろうけれども、ここには書かれていない解釈があり得る。もう少し掘り下げた調査ができないものかと思った。

○**落合委員** おっしゃるとおり、とりわけ②、③については、アイヌの人々だけに言えることではない。

国民とは何か、民族とは何か、ということは、定義も難しければ、評価の対象にすることも難しい。さらには、人の主観においてどういう位置づけにあるかということ、いくら数値化してもなかなか見えてくるものではなく、慎重に研究しなければならないと思っている。ここでは、報告書の執筆者が、調査結果について論理的にありうる解釈を網羅的に記したにとどまり、調査に協力していただいたアイヌの人々が実際に①、②、③のいずれかであると断定しているわけではないと理解していただければと思う。

○**長谷川委員長** 確かに、アイヌについて「民族」ということが言われると、そこだけが浮き立って、マイナスの面が出てしまうことがあり得る。和人も含めた民族全体のあり方が、教育の場でも確認されていかなければならない。

末広小学校の例にもあったように、人間は基本的にみな同じなのだということから、差別などが出てきてしまうことに疑問を持つ、そのような教育が必要だということにつながっていると思う。

○**秋辺委員** 人として同じだというのは間違いはないが、それが、民族の違いがないということにつながるような言い方ではまずい。長谷川先生がおっしゃったのはそういう趣旨ではないが、一方で、人として一緒なのだから民族は必要ないという間違っただけの考え方もあらわれている。

逆に言うと、そういうことについての意見を有するアイヌの側が、覚悟と意識を持って、社会に対して説明責任を負えるような書きぶりや内容を吟味していかなければならない。

世界人という言い方は非常に曖昧である。何にも属さない世界人はいないわけで、自分のルーツと国、あるいは民族だったり、宗教観だったり、そういうアイデンティティを持って世界人になれる。一見、逆説的だけれども、すぐれた田舎者でなければ世界人になれるという意識から、話をさせていただいた。

○**芦田委員** 我々漁業団体は、アイヌの方に対する支援策を有効に利用して、漁師の所得向上を目指しながら、幸せな家庭を築くことに努めていると思っている。

一般の方は、アイヌの農林漁業政策を重要な政策だとは思わないという調査結果が示されているけれども、アイヌの人たちと和人の人たちが、その政策で整備した施設を一緒に利用している。和人から見れば、アイヌも大したものだなという思い、アイヌの人たちからは、俺たちのおかげであなたたちの施設もできるという誇りがある。やはり、ある程度の施策は必要であり、それを生活向上に結びつけていくことが問われていると思う。

○**長谷川委員長** 道の調査のあり方について、資料3で示された形でよいかどうか、御意見をいただきたい。

なお、北大の調査との関係については、資料3において「北大調査の実施状況を参酌する」という態度で望みたいということが示されている。

○**落合委員** 資料3の論点1(3)②実施手法のところ、「国勢調査等により調査を実施すれば、調査対象者が増えることが期待される」とあるが、これは、必ずしもそうとはいえないのではないかと思う。国勢調査に民族を示す枠をつくってチェックを入れるという、アメリカのインディアンの人たちに対する調査と同じようなやり方になると思うが、本日報告したとおり、北大調査の結果においては、アイヌであることを極力知られずに生活したいという方が少なくなく、差別に対する恐怖心もいまだに多々あると思われる状況で、国勢調査が配られて、そこに自ら積極的に自分はアイヌですとチェックを入れる段階にあるかといえば、それは時期尚早ではないかと思う。

道の調査は、アイヌの人々の総数を把握するためのものではなく、あくまでも生活実態を把握するために抽出調査を行うものであるということをもっと明確にした方がよいのではないかと。

○長谷川委員長 御意見の趣旨は、北大調査等も参酌しつつこれまでの方法を踏襲するという方向ということ承ってよろしいか。

○落合委員 はい。

○長谷川委員長 ほかの委員はいかがですか。よろしいでしょうか。
(「なし」と発言する者あり)

○長谷川委員長 ありがとうございます。

そうすると、基本的には、現在の方法を実態調査のあり方として継続する、ただし、北大等の他の調査の実施状況も参酌する、という方向で進めていくことを、この会議として確認しておきたい。

もう一つ、論点2の抽出世帯数については、今、落合委員から御指摘をいただいたように、その対象を広げ過ぎるとかえって調査の内実が薄くなる可能性が今のところ大きい、加えて、資料4で示されたように、北大の調査と道の調査の対象者数はかなり違うところがあるけれども、結果の基本的な傾向はほぼ一致しているといつてよい状況が見られるので、現段階では、このまま継続とする、ということよろしいか。

○落合委員 300世帯のみの抽出で傾向がつかめるのかといった懸念もあるようだが、統計学においては、社会調査で得られたデータについて、その結果が今回たまたま生じた極端なものなのか、それとも、何回データをとっても基本的に似た傾向になるのか、いわゆる偏差というものをもって確認することができると伺っている。

道が設定している都市型、農村型、漁村型といった地域区分によって結果の傾向が大幅に異なることを考えると、地域ごと・職種ごとに細かな区分を設定した上で、それぞれから一定数のデータを確実にとるということを重視するべきであろう。その有意確率を必ず分析して、比較的誤算がないということが示されれば、そのデータは十分に適切なものだと言えると思う。

○長谷川委員長 論点2に、統計の専門家の意見を聴取するとあるので、道としては、その点に留意いただき、調査の精度を高める方向で考えていただければと思う。

○落合委員 北大の調査で比較的よかったと思っているのが、文化との関わり方についての項目を設けたこと。道においても、文化との関わり方の期待と現実を把握されるとよいと思う。こういった調査項目があれば、格差の実態を把握するだけではなく、アイヌの人たちのよりどころとなっている文化との関わり方とその実現可能性という観点からも、施策を検討できると思う。

○長谷川委員長 調査項目については、更に検討し、内容を深めていただくということですね。

(3) 次期対策の体系、内容等について

事務局から資料6及び参考資料に基づき説明。

○長谷川委員長 事務局説明に数点補足させていただく。

一つは、アイヌの人々に対する支援策の基本的な考え方として、格差是正ということはもちろんだが、それを越えて、アイヌの人々が誇りを持って生きられる、そういう生き方をいろいろな形で支援していく、そういう大きな構えについては、62ページから69行目あたりで触れられていると言ってよいかと思うが、この形でよいかどうかは、さらに御議論いただきたい。

もう一つは、アイヌの人々に対する生活支援に関して、先ほど、雇用を生み出す政策、

あるいは、さまざまな形で生活支援に多角的につながっていく政策が必要ではないかとの御意見をいただいた。これについては、136行目から138行目で考えていないわけではないけれども、このあたりを更に拡充することもできるかと感じている。

最後が、アイヌの人々の生活実態調査の実施間隔の問題。これについては、163行目から165行目で、次期推進方策の期間は5年間に区切ることで考えてはどうかということが示されている。そうすると、それに応じて、この5年間のうちに、実態調査を実施して検証する機会が設けられることになり、従前よりは間隔が短くなるということになる。

○秋辺委員 3行目の題名について、「アイヌの人たち」とは誰なのか。

○事務局 基本は、協会の会員の資格を持っている方ということ。

○秋辺委員 アイヌ協会の会員資格とアイヌ民族の定義は違う。

例えば、私の配偶者はアイヌ民族ではないが、施策の対象者には配偶者も子どもも入る。その辺りが一緒に議論されて、対象が曖昧だという指摘をされてしまう。

それから、13行目辺りに、「平成25年アイヌ生活実態調査の結果を要約」とあるが、そこには、先ほど報告のあった北大の調査は含まれるのか。

○長谷川委員長 基本的には、参酌の方向で考えていると言ってよい。

○秋辺委員 70行目以下で、「アイヌの人たちが先住民族であることから導き出される政策は、必ずしも一地方公共団体において展開すべきものではない。有識者懇談会報告書の趣旨を踏まえると」と続いているが、道はどうするのかというところが逆に見えなくなってしまっている。今までどおりという意味なのか、それとも、有識者懇談会報告書に最大限沿う形で今後は道の政策を実施すべきだと言っているのか、わからない。

○事務局 有識者懇談会報告書の内容を尊重して、国が先住民族政策として実施すべきだというのが大前提の考えであるが、現時点では、国が主体となってアイヌ政策を推進する形にはなっていないということを踏まえ、最終的理想形に行くまでの間、現在の政策を継続して実施していくことと並行して、国における政策の確立を求めていくという考えを基に書かれている。

○落合委員 「アイヌの人たち」が誰を指すのかは重要な点だと思う。実態調査における定義が道の前提になっているのだと思うが、そこでは、客観的要件としてアイヌ協会の要件を参酌し、かつ、自らアイヌと名乗ることをちゅうちょしている方についてはカウントしないという形で調査をしていたわけだから、そういった主観的要件と客観的要件のバランスを見る必要がある。

ただ、主観的要件を入れ過ぎると、北大の調査に示されているとおり、アイヌとしてのアイデンティティーを持たない人が7割いる中では、道の施策対象もかなり縮んでしまうことになる。

私も、70行目から83行目にかけての部分は、非常に気になる。次回実態調査のあり方に関する議題のときにも気になったのだが、ここに書かれていることは、アイヌ政策が先住民族政策であると位置づけられた以上は、国がやるべきであって、国がまだやっていないからそれまでは道がやる、国が着手すれば、道はもう何もしないと言っているかのように聞こえてしまう。アイヌ政策は必ずしも一元的なもの、つまり国か道のいずれかだけが実施するものではないのだから、この表記については十分留意しなければいけない。

アイヌ政策が先住民族政策としてなされるべきと言ったのは、あくまでも国である。国は、国連宣言に賛成票を投じた政治的、道義的責任があるから、国会における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」もあって、行政もそれを認めた。ただ、国がアイヌ政策を実施するときには厄介な問題がある。つまり、憲法に認められている法

的地位が「国民」に限られているため、アイヌの人々を先住民族として認めた上で、どういった政策の効果を発揮させていくのかについては、国が大いに悩まなければいけない。それを道も引き継ぐのだとすると、道も難しい課題を抱え込むことになる。しかし、その一方で、憲法では地方自治が認められている。つまり、国のほかに地方公共団体があって、北海道のことは北海道民が、札幌市のことは札幌市民が決めることができる。このように、地方公共団体は国とは別の統治機関であるから、国がアイヌの人々を先住民族として認めたからといって、道も論理必然的に認めたということにはならない。ただ、論理必然性がないのだから認めていないとしても、先住民族政策は国が実施すべきであるけれども、アイヌの人々の多くが暮らしている地域の自治体である道として、アイヌの人々の実情に応じて、必要な施策を今後もずっとやっていくというメッセージを発する、これが重要になるのではないかと思う。

○**芦田委員** 現在は、自分たち自らがこれをやりたいというものを国が取り上げるという方向になっている。その一方で、黙っておとなしくしている人は、取り上げられないで格差が広がっていくという懸念もある。

そういう中で、北海道はアイヌの人たちが一番多いわけだから、道として国に要望していくことになるのだろうが、市町村、我々の団体、アイヌ協会など、アイヌの人たちの考えを吸い上げる身近な組織と、その声を届ける組織間の連携づくりが必要。

○**酒井委員** 国に要請に行つて思うのは、霞が関の机上で鉛筆をなめてつくる案というのは、どうも実態から遊離している感があるということ。先住民族であるという決議をしたことで、国は責任を持った。その上で、具体的な施策の展開となると、アイヌの人たちと一緒に暮らしていて、現場の状況を捉えやすいところにいる私たちが国に提言し、それに予算がつくという話になっている。一方で、私たちは地方分権と言って、中央省庁、霞が関が考えていることはおかしいと言って、分権をして予算もくれれば、私たちが絵を描いているいろやりますというようなことも言っており、これからはそういう方向で進んでいかざるを得ないと思う。

全国の国会議員がそれぞれの都道府県にもっと足を運んで、移動して常任委員会を開くなどといったことをしないと、霞が関と地方の考え方がますます食い違ってくると思う。

○**秋辺委員** 114 行目の消された文字「必要経費の全額補助」については、先ほどの意見にあったとおり、直接の修学経費以外にアパート代などを含めることを検討してほしい。

○**芦谷委員** 修学資金の返還金について、5 円の納付書が届いた。税金だから返さなければならないということはわかっているけれども、5 円の納付書を送るのに切手代が 8 2 円かかる。切手代以下の返還金は免除することを考えてもよいのではないか。

また、若手の方のヒアリングでもあったが、免許取得資金の補助金額が過去からずっと 5 万円になっている。今、自動車免許を取ると 3 0 万円近くかかる。現状に見合った金額に近づけたらよいのではないか。

○**芦田委員** こうした現場の声を届けるルートを確立していただきたい。

○**芦谷委員** 生活相談員の研修会で、毎年同じような意見が出されるけれども、その意見が道に伝達されていないようなので、同じことの繰り返しだという感があったが、今回、道に直接話ができただことはよかったと思っている。

○**長谷川委員長** そういった声をどこに届けたらよいのか、それを受け取る窓口をどのように設けるのかということについては、たたき台の検討の段階でも議論している。まさにそういう枠組みを工夫していく必要があるとの考えから、例えば、160 行目と 161 行目に、「生活支援の状況をフォローしていくために、関係組織の間の定期的な情報共有

の場を設けることが望まれる」ということを盛り込んだ。

また、104行目から106行目では、住宅改修事業について、道と市町村との行政上の関係はあるものの、できるだけ市町村の実態と道の考え方が折り合えるような仕組みを考える必要があるのではないかとということも盛り込んでいます。

住宅改修事業に限らず、道と市町村との間の情報交換という点については、重要などころであり、総論部分でも確認したいと思う。

○酒井委員 79行目の「国の施策が確立されるまでの間」というところが、非常に目を引くと思う。国の施策が確立されたら、道はどうするのかということ。

もし、道が手を引くような状況になった場合には、国の出先である内閣官房アイヌ総合政策室の北海道分室が施策を実施していくのか。とすると、市町村は、皆、そこに行って要望するのかということになり、そこが心配されると思う。

○事務局 国がやれば道は手を引くという思いで書いているわけではないので、そこを誤解されないような表現を工夫させていただきたい。

○秋辺委員 道は貧乏である。推進会議として、国に対して、補助率を増やすよう要望してはどうか。

○事務局 文化伝承の施策についても、基本的に国と道が1対1の負担割合になっている。どういった負担割合が適切かということはあるかと思うが・・・。

○秋辺委員 9対1。

○事務局 道に金がないことは、国も承知しているけれども、道がいくら言っても聞いてくれないというのが現実。

○秋辺委員 この委員会が声を上げるのが一番よいのではないか。そして、補助金が増えたら、浮いた財源をアイヌ協会の支援に回してもらいたい。アイヌ協会は会議も開けない状況であり、このままではこの組織は解散してしまう。

○長谷川委員長 その点については、151行目以下にあるとおり、アイヌ協会の役割は非常に重要であるとの認識の下に、引き続き支援する必要があると考えていたところ。

補助率の引上げについても、報告書に書けるのなら書いたほうがいいのかもしいない。

これから取りまとめる報告書は、これからの道の施策の方向を示すものであるけれども、国に対するメッセージでもあるという二面性があり、そのバランスをどうするかがまさに課題となっている。

報告書に載せると、道としては、それを国に示しつつ要求できるという効果もある。そういう意味で、効果的に活用してもらえようような文言に仕立てていく必要がある。

○落合委員 問題の部分は、国に対して強いメッセージ性を出したいが故に、こういう書き方になっているのだろうと思うが、現にここに暮らしているアイヌの人がこれを読んだときに、それをどう受けとめるか。アイヌの人もこれをお読みになるのだから、そこに対する配慮は必要である。

それから、国に対して補助金を増やすよう求める主張は、論理的には、道が主体となった施策の維持が前提とならざるをえないのだから、国を主体とする先住民族施策の実施を国に求めることと齟齬をきたしかねない。

○事務局 補助金となると、こちらが主体となって補助を受けるということになるが、アイヌ政策は国が主体だというのが本筋である。国が主体となって、それに道が地元として一緒にやる、また、道が独自でやる部分はやる、というのが理想の姿だと思う。

○酒井委員 白老の象徴空間はどういう状況なのか。

○事務局 象徴空間は、国立のナショナルセンターとして、基本的に国が整備するということになっている。

運営費についても、国立の博物館、公園ということであれば、そこに地方自治体が運営費を出す理屈は立たないと思っている。現時点では、象徴空間の整備と運営は、国が行うという方向になりつつある。運営主体がどこになるかはまだ確定していないが、一つの運営主体に運営させるということだけが決まっていて、その運営主体はまだ確定していない。

象徴空間で実施される文化伝承事業に対する負担については、まだ確定していない。現在、全道で実施されている文化伝承事業は、道と国が1対1というルールで負担しており、それと同じように、ということになるかどうかは、今後の議論となっている。

○**秋辺委員** 職業訓練の訓練期間が短すぎるために中途半端になっている。もっとしっかりと学べるような仕組みをお願いしたい。

飛騨高山では、何年間も欄間づくりを学ぶことのできる教育機関がある。近代芸術の勉強も総合的に行われている。職業訓練という枠では収まらないのかもしれないけれども、やりようによってはできると思う。アイヌ協会で何度も視察に行っているのだから、情報はあはず。

○**長谷川委員長** アイヌ協会への確認をお願いしたい。

先ほど委員がおっしゃったアイヌ・ブランドについては、非常に魅力のある提案だと思うが、報告書に盛り込んだほうがよいか。

○**秋辺委員** あったほうがよい。

製造から販売までの総合的な施策が必要。

かつては、アイヌ協会が、東京、大阪、名古屋のデパートに工芸品の販路を持っていた時代もあった。そういうネットワークを復活させると、非常に収入が上がるのではないかと。北海道物産展は日本で一番売れるのだから、その一角にアイヌ・ブランドがあるとよい。北大の研究と一緒に取り組むとうまくいくと思う。

○**落合委員** “稼ぐ”可能性に着目した施策というのは非常にインパクトがある。新しい方向性として意義深い。

○**秋辺委員** 阿寒湖には、阿寒アイヌ民族集团的知的所有権研究会というものがある。あるホテルがアイヌのデザインを取り入れた宿にしたいということで、デザイン、哲学、考え方をトータルで持ち込んだ。従業員の制服の襟や袖もアイヌの刺繍でつくられている。また、自動ドアの木の部分をアイヌコタンの青年がアイヌ文様で彫る。

そのとき、研究会としては、売上げの10%をいただき、それを資金にしてアイヌの集团的知的所有権の研究や会議のために使う。著作権は個人が持つというのが日本の法律の考えだけれども、アイヌのデザインについての権利は、皆で持つというアイヌの考え方で実践している。

従前はアイヌ以外の人でもアイヌのデザインを取り入れて木彫りなどをやっていたが、これからは我々に相談してくださいということになる。許可するだけでなく、一緒になってデザインを考えよう、一緒に販路を拡大しようという組織になっている。だからこそ研究会という名前にしたのだが、結構うまくいっている。そういうことをアイヌ政策の中で具現化していくとおもしろいと思う。

○**長谷川委員長** 非常に大事な方向だと思う。その研究会に関する公表可能な資料があれば、提供いただきたい。

○**秋辺委員** 設立主意書があるので、それを提供したい。

2 その他

○**長谷川委員長** 今後の進め方については、まず、事務局において、本日の会議で出された意見などを勘案して素案を作成し、それを委員の皆様へ送付する。それに対して、委

員の方々から修正意見、あるいは、その他必要な御意見をいただき、それを踏まえて、私と阿部副委員長と事務局で報告書の案を作成する。その原案を改めて委員の皆様へ送付して、次回の会議までに御覧いただき、その案について次回の会議で検討する、という流れとしたい。

また、素案については、若手ヒアリングに参加してくださった方々にも送付して、参考の御意見をいただくこととしたい。

そういう形で進めさせていただきたいが、よろしいかでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○長谷川委員長 ありがとうございます。

3 閉会

○事務局 次回は、1月下旬ないし2月上旬の開催を予定。

詳細につきましては、あらかじめ委員の皆様と調整の上、別途御連絡させていただく。

また、先ほど委員長から話があったとおり、報告書の素案を年内に送付したいと考えているので、御意見をよろしく願います。

以 上